

証券コード 3995
2023年4月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株 式 会 社 S K I Y A K I
代表取締役社長 小久保 知 洋

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://skiyaki.com/contents/about-stocks/general-meeting-of-shareholders>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3995/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただく場合、「銘柄名（会社名）」に「SKIYAKI」又は「コード」に当社証券コード「3995」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年4月25日（火曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 会議室

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第20期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替の件
第2号議案 株式会社エンターメディアFCとの合併契約承認の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会終了後、当社の今後の事業展開等をよりよくご理解いただくため、同会場にて会社説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 - ③ 株式会社エンターメディアFC（吸収合併消滅会社）の最終事業年度に係る計算書類等
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本株主総会の決議ご通知につきましては、株主総会終了後インターネット上の当社ウェブサイト（<https://skiyaki.com/pages/ir/>）に掲載いたします。
- ◎本株主総会の様子は、ご出席されない株主様のため、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://skiyaki.com/contents/ir-news/>）にて5月上旬頃よりオンデマンド配信いたします。

事業報告

(2022年 2 月 1 日から
2023年 1 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大懸念が継続する一方で、行動制限の緩和や経済活動の正常化など収束に向かう動きが見られるようになりました。また、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、金利・為替相場の変動や物価上昇が進行するなど、景気の先行きは未だ不透明な状況が継続しております。

当社グループは、「創造革命で世界中の人々を幸せに」という企業理念の下、「“FanTech”分野で新たなマーケットを創造し、世の中に価値を提供する」ことをビジョンに掲げ、世界中で利用されるプラットフォームを目指して、FanTech領域におけるプラットフォーム事業を中心に事業を展開しております。

現在、当社グループでは、ファンのためのワンストップ・ソリューションプラットフォーム「Bitfan Pro」及びオープンモデル（CtoC型）プラットフォーム「Bitfan」を中核とし、連結子会社における旅行・ツアー事業及びスポーツマーケティング事業等を展開しております。

「Bitfan Pro」及び「Bitfan」では、ストック収益であるファンクラブ（以下、「FC」という。）サービスの会費に係る手数料及びフロー収益であるクリエイターグッズ等のECサービスに係る販売手数料を売上高に計上しております。

FCサービスを取り巻く環境については、スマートフォン及び高速通信の普及が進み、第5世代移動通信システム「5G」の整備が進むなど、モバイル端末機器によるインターネットの利用環境が一層整備され、今後も安定的な成長が見込まれております。また、2006年以降、ライブ・コンサート市場規模は拡大傾向にあり（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）、会員向けに先行チケット販売サービスを提供するFCサービスに対する需要は高まっております。一方で、COVID-19の感染拡大に伴い、ライブ・イベントの多くは入場者数の制限等を余儀なくされ、チケット先行予約も減少するなどの影響を受けましたが、足元ではイベントの入場制限撤廃や声出しの解禁など、経済活動の正常化に向かう動きが見られるようになりました。

ECサービスを取り巻く環境については、インターネットの普及及び通信の高速化を背景に、EC市場は堅調に成長しております（出所：経済産業省「令和元年度電子商取引に関する市場調査」）。2020年のEC関連市場規模推計は、全体で20.0兆円であり、2026年度の市場規模は29.4兆円に拡大することが見込まれております（出所：野村総合研究所）。コロナ禍により急速に景況感が悪化した2020年以降においても、全世界的なオンラインシフトの加速によりEC市場全体では堅調な成長が見られるなど、そのサービスの重要性はより高まっていると考えられます。

このような外部環境を背景とし、当社グループでは、「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を中心に、メジャーなアーティストのみならず、今後芽を出すと見込まれる新人アーティストまで幅広く取り扱い、FCの有料会員の獲得を図ってきた他、漫画・アニメ・ゲーム領域やそれらを原作とする2.5次元ミュージカル、バーチャルYouTuber（VTuber）、スポーツチーム及び格闘家等の新たなジャンルに係るFCを他社に先駆けて立ち上げ、競合他社との差別化を図って参りました。さらに、オープンモデル（CtoC型）のオールイン型ファンプラットフォーム「Bitfan」の開発に注力し、2020年の全面リニューアル以降、FC、EC、電子チケット等の基本的な機能に加え、ライブ配信やグループチャット等のコミュニケーション機能も強化し、より魅力的なサービスを提供するためのプラットフォームの開発を進めております。また、事業拡大及び社内管理体制強化のため、有能な人材の採用を積極的に行って参りました。

かかる状況の下、FCサービスについては、取扱いクリエイター数及び有料会員数の増加に加えて、前連結会計年度である2021年12月において株式会社エンターメディアFCを連結子会社化した影響により、売上高は1,406百万円（前連結会計年度比13.1%増）となりました。当該売上高の増加に伴い、決済代行会社向け回収手数料等の変動費が増加しました。

ECサービスについては、前連結会計年度においてクリエイターグッズ等のオンラインでの販売が非常に好調であったことの反動減により、売上高は761百万円（同10.1%減）となりましたが、新規獲得によるサービス数の増加に加えて、コロナ禍を契機に多くのクリエイターがオンラインでのグッズ販売を強化した影響や、当社がクリエイターグッズの企画製造販売を行うMD事業を強化している効果もあり、COVID-19感染拡大前の連結会計年度における売上高と比較して、引き続き増加傾向を維持しております。当該売上高の減少に伴い、倉庫物流事業者向け倉庫費用等の変動費が減少しました。

その他の売上高は、電子チケットサービスである「SKIYAKI TICKET」及び「Bitfan Pass」のサービス提供、クリエイターグッズ等の企画製造及びECサイトでの販売を行うMD（マーチャンダイジング）サービスの提供、スポットでのクリエイターのライブ・イベント制作、その他上記に含まれないサービスに係るシステム提供及び運営業務受託等により、売上高は286百万円（同10.9%増）となりました。

その他、従業員数の増加及び昇給による人件費の増加に加え、売上高の増加に伴う決済代行会社向け回収手数料の増加等の影響により、販売費及び一般管理費が増加しました。

また、営業外収益として持分法による投資利益及び連結子会社の清算に係る債務免除益等を計上し、営業外費用として貸倒引当金繰入額等を計上するとともに、特別利益として投資有価証券売却益、貸倒引当金戻入額及び持分変動利益を、特別損失として投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額並びに臨時損失をそれぞれ計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,454百万円（前連結会計年度比4.5%増）、営業利益225百万円（同132.2%増）、経常利益236百万円（同149.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益54百万円（同55.2%減）となりました。

なお、当社グループは、報告セグメントを従来「プラットフォーム事業」及び「O2O事業」の2区分としておりましたが、当連結会計年度の期首より「プラットフォーム事業」の単一セグメントに変更しております。これにより、セグメントごとの経営成績については記載を省略しております。

サービス別売上高

事業区分	第19期 (2022年1月期) (前連結会計年度)		第20期 (2023年1月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
プラットフォーム事業						
F C サービス	1,243百万円	52.9%	1,406百万円	57.3%	162百万円	13.1%
E C サービス	847	36.1	761	31.0	△85	△10.1
その他	258	11.0	286	11.7	28	10.9
合計	2,348	100.0	2,454	100.0	105	4.5

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第19期は当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は10百万円で、その内容は次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

自社開発プラットフォーム機能追加及び付加価値向上のためのソフトウェア開発費 10百万円

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と借入極度額500百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度中における金融機関からの資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当連結会計年度中に、以下の会社の株式を取得しました。

- ・ 2022年4月 株式会社Voicyの発行済株式の0.5%を取得

また、当連結会計年度中に、連結子会社であった以下の在外子会社について清算終了しました。

- ・ 2022年3月 SKIYAKI 65 Pte. Ltd.
- ・ 2022年6月 SKIYAKI 82 Inc.

なお、上記の在外子会社を清算した理由は、COVID-19の影響により海外における営業活動が困難になったためであります。一方で、すでに当社が提供するプラットフォームサービスの多言語翻訳、他通貨決済、海外送金等のグローバル対応は完了していることから、今後は海外における現地パートナー企業との提携等を通じて、世界中で利用されるプラットフォームの確立を目指して参ります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2020年 1 月期)	第 18 期 (2021年 1 月期)	第 19 期 (2022年 1 月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2023年 1 月期)
売上高(百万円)	2,949	2,711	2,348	2,454
経常利益(百万円)	25	72	94	236
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	△225	△22	121	54
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損失 (△) (円)	△21.33	△2.15	11.36	5.07
総資産(百万円)	3,140	3,995	3,669	4,100
純資産(百万円)	1,018	985	1,161	1,228
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	92.66	91.22	107.44	113.06

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第17期から第19期までの企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2020年 1 月期)	第 18 期 (2021年 1 月期)	第 19 期 (2022年 1 月期)	第 20 期 (当事業年度) (2023年 1 月期)
売上高(百万円)	1,736	2,416	2,209	2,288
経常利益(百万円)	201	327	136	196
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△210	△53	167	15
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり 当期純損失 (△) (円)	△19.96	△4.98	15.59	1.44
総資産(百万円)	2,958	3,800	3,594	3,978
純資産(百万円)	1,005	962	1,141	1,166
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	94.11	89.82	106.15	108.25

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第17期から第19期までの当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ロックガレージ	10百万円	55.0%	旅行・ツアー事業
株式会社SEA Global	17百万円	80.6%	スポーツマーケティング事業
株式会社エンターメディアFC	0百万円	100.0%	アーティストのファンクラブ運営事業

(注) SKIYAKI 65 Pte. Ltd. 及びSKIYAKI 82 Inc.について、当連結会計年度中に清算終了したため連結の範囲から除いております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する音楽業界・エンタテインメントを主として取り扱うIT業界においては、当社グループ及び大手数社がシェアを占める構図になっております。

このような状況の下、当社グループは、エンタープライズ向けカスタム型ファンプラットフォーム「Bitfan Pro」の優位性が他社に対する強みであると考えており、その強みを活かして多くのコンテンツホルダー企業に対して継続的に営業を行って参りました。その結果、多くのコンテンツホルダー企業との間で業務提携契約を締結することができ、会員数を伸ばして参りました。

一方で、現状、小規模な組織により事業を運営していることもあり、コーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。また、当社グループのサービスの要である「Bitfan Pro」に更なる競争力を持たせるとともに、オープンモデルのオールインワン型ファンプラットフォーム「Bitfan」の機能拡充を進めるため、一層十分な開発リソースを確保していく必要があることも課題として認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んで参ります。

①人材の確保

現在IT業界においては、優秀なエンジニアの確保が困難な状況が続いております。当社グループとしましては、従業員が働きやすい環境づくりや福利厚生の実施を図っております。

具体的には、外部サービスを含む複数の社内業務管理システムや電子稟議システムの導入等により業務の効率化を推進することで、従業員が仕事とプライベートを両立できる環境の構築に努めており、当連結会計年度における従業員の月平均の所定外労働時間は、全体で約7時間31分、エンジニアに限ると約1時間50分となっております（2022年2月1日～2023年1月31日実績。なお、一般社団法人情報サービス産業協会が2022年3月に公表した「2021年版 情報サービス産業 基本統計調査」によれば、同協会に加盟する事業者におけるエンジニアの月平均の所定外労働時間は、約18時間15分）。

また、リモートワーク制度を導入し、従業員が在宅で就業できる環境を整備するとともに、時間単位有給休暇制度の導入や年次有給休暇の計画的取得の推奨等の施策により、従業員が有給休暇を取得しやすい環境を整備しており、当連結会計年度における有給休暇取得率は76.6%でした。

加えて、求職者を惹きつけるような魅力あるクリエイターのファンクラブを継続的にリリースしていくことが、当社グループの業務の魅力とやりがいをわかりやすい形で伝えるための重要な手段になると考えております。

②コンテンツ力の更なる強化

当社グループでは、既存コンテンツの継続的な成長に加え、新規コンテンツの獲得のための新たなパートナー獲得に向けた取り組みを行っております。引き続き、多くのライツホルダー企業とのアライアンスの促進や、ブレイク前のクリエイターの発掘等を行って参ります。また、新たなジャンルを開拓するため、クリエイターエコノミー領域へ営業網を拡大しており、YouTuber, TikTokをはじめとするあらゆる分野のクリエイターへの営業活動を強化し、当社グループのサービスを利用していただくクリエイターとファンの双方にメリットを提供できるよう、積極的にコンテンツを拡充して参ります。

③内部管理体制の強化

当社が今後一層の事業拡大を進めるとともに事業環境の変化に適応していくためには、内部管理体制を強化していくことも重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを強化していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図って参ります。

④システム基盤の強化

当社グループが掲げる「創造革命」を実現するには、単なるコンテンツの提供者ではなく、トータルソリューションを提供するプラットフォーマーとしての立ち位置を確立することが必要であり、自社開発と他社との提携を組み合わせるプラットフォーム機能の拡充を進めております。また、当社グループは収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが重要な経営課題であると認識しております。「Bitfan Pro」をはじめとする当社サービスの利用者増加に対応するための負荷分散や、「Bitfan」の機能拡充等、継続的にシステム基盤と機能の強化を図っていく方針であります。

⑤会員情報の管理体制

当社グループの事業では多数の会員の個人情報を取り扱っており、その数はサービスの拡大に比例して増加しております。そのため、今後個人情報の管理体制をより一層厳格に行うことを重要な課題として認識しております。

不正アクセス等への事前対策はもちろん、情報漏洩の多くが内部の関係者のヒューマンエラーに起因しているという実情を踏まえ、情報の取り扱いに関する社内規程を厳格に定め、全役職員を対象に情報セキュリティに関する社内研修を定期的 to 実施するとともに、毎年機密情報・個人情報の適切な管理に関する誓約書を提出させるなど、引き続き全役職員の情報管理意識及び情報リテラシーの向上に努めております。

加えて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「ISO/IEC27001：2013」の認証を取得しており、より強固な情報管理体制を構築するとともに、万が一の事態に備え、個人情報漏洩時の損害保険にも加入しております。

⑥グローバルな事業展開

当社グループでは、社名にも想いを込めたように、グローバルな事業展開を目指しております。「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を中核とした当社グループのサービスをグローバルに展開し、世界中のクリエイターに利用されるよう、現地でのパートナー企業の選定、協業の際の当社グループシステムとの連携等の推進を重要な経営課題として認識しております。

一方で、長期化するCOVID-19感染拡大の影響を受けて、グループ全体でのグローバル戦略の見直しが必要と考え、当連結会計年度において在外子会社2社を清算しております。すでに当社が提供するプラットフォームサービスの多言語翻訳、他通貨決済、海外送金等のグローバル対応は完了していることから、今後は海外における現地パートナー企業との提携等を通じて、世界中で利用されるプラットフォームの確立を目指して参ります。

⑦他の企業との資本業務提携の推進

当社グループは、当連結会計年度末日時点において当社及び連結子会社3社、持分法適用関連会社3社により構成されておりますが、当社グループを取り巻く事業環境の急激な変化に対応し、収益基盤をより一層強固にするため、継続してグループ全体の最適化を図っております。今後も、事業上のシナジーが見込める提携先企業の選定と、当初想定していたシナジーが見込めないグループ会社の整理を継続的に検討し、グループ全体の最適化による収益向上を図って参ります。

なお、具体的なM&A戦略としては、当社グループとのシナジーが見込まれる以下の目的に適合した投資先を検討対象としております。

・顧客基盤の拡大

当社グループが提供する「Bitfan Pro」及び「Bitfan」等のプラットフォームサービスにおいて、多くのファンを獲得できる可能性があるクリエイターを獲得するための投資

・プロダクトの機能強化

上記の当社プラットフォームサービスにおいて、クリエイターやファンに向けた新たな機能を追加するための投資

(5) **主要な事業内容**（2023年1月31日現在）

当社グループは、エンタープライズ向けカスタム型ファンプラットフォーム「Bitfan Pro」、及びオールイン型ファンプラットフォームである「Bitfan」を中核としたプラットフォーム事業を主な事業としております。

プラットフォーム事業のサービス別の区分として、「Bitfan Pro」及び「Bitfan」を通じて提供するFCサービス並びにECサービス、電子チケットサービス「SKIYAKI TICKET」及び「Bitfan Pass」、クリエイターグッズの企画製造販売を行うMD（マーチャンダイジング）事業、ライブを軸にアーティストとファンを繋ぐ国内最大級の音楽ライブ情報サービス「LiveFans」、連結子会社である株式会社エンターメディアFCが運営するFCサービス等の各種サービスを提供しております。

その他事業として、連結子会社である株式会社ロックガレージにおける旅行・ツアー事業、株式会社SEA Globalにおけるスポーツマーケティング事業、持分法適用関連会社である株式会社SKIYAKI LIVE PRODUCTIONにおけるアーティストのコンサート・イベント制作を中心としたO2O事業、株式会社3DAYにおけるペット関連事業、株式会社shabellにおける人材紹介・就活支援事業等を行っております。

(6) **主要な事業所**（2023年1月31日現在）

① 当社

本社： 東京都渋谷区

② 子会社

株式会社ロックガレージ

本社： 東京都渋谷区

株式会社SEA Global

本社： 東京都渋谷区

株式会社エンターメディアFC

本社： 東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プラットフォーム事業	99 (11) 名	5名増 (5名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー及び契約社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99 (7) 名	5名増 (2名増)	34.9歳	4.4年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー及び契約社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年1月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	159百万円
城南信用金庫（注3）	7
株式会社三井住友銀行	2
日本生命保険相互会社	2
合計	173

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額500百万円のコミットメントライン契約を株式会社三菱UFJ銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。
3. 連結子会社である株式会社SEA Globalにおける借入金であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年1月31日現在）

① 発行可能株式総数 36,700,000株

② 発行済株式の総数 10,785,500株

（注）譲渡制限付株式報酬としての新株発行及びストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は35,000株増加しております。

③ 株主数 4,145名（うち単元株主数 3,833名）

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	3,655千株	33.91%
株式会社 A r a r i k	972千株	9.02%
宮 瀬 卓 也	507千株	4.71%
本 多 智 洋	283千株	2.63%
川 端 修 三	230千株	2.13%
西 村 裕 二	184千株	1.71%
株式会社 S B I 証券	180千株	1.67%
日 名 耕 太	135千株	1.25%
那 須 淳	100千株	0.93%
豊 田 洋 輔	95千株	0.88%

（注）持株比率は自己株式（8,038株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	25,000株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)④ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2023年1月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 久 保 知 洋	当社開発部担当取締役
取 締 役	酒 井 真 也	公認会計士 当社管理部担当取締役
取 締 役	廣 田 政 智	当社ソリューション事業部、経営企画室担当取締役
取 締 役	那 須 淳	当社ソリューション事業部担当取締役
取 締 役	高 橋 誉 則	株式会社インクルスマイル 代表取締役社長 株式会社Catalyst・Data・Partners 代表取締役社長 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役副社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 昌 治	弁護士 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル所属 KLab株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ザッパラス 社外取締役（監査等委員） アララ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	近 田 直 裕	公認会計士、税理士 近田公認会計士事務所 所長 興亜監査法人 代表社員 三菱総研DCS株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	丸 山 聡	アクセルマーク株式会社 社外取締役（監査等委員） ピクスタ株式会社 社外取締役（監査等委員） StarshotPartners合同会社 代表社員 松竹株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）井上昌治氏、近田直裕氏及び丸山聡氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）近田直裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）丸山聡氏は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である各監査等委員とは、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款の定めにより法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び管理職の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求等がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等が補填されます。

ただし、当該保険契約に係る免責規定により、被保険者が法令違反等を認識しながら行った行為等を含む一定の場合には免責となります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年4月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

区 分	金 銭 報 酬
代 表 取 締 役 社 長	従 業 員 の 平 均 給 与 × 3 ～ 5 倍
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	従 業 員 の 平 均 給 与 × 2 ～ 4 倍

(注) 金銭報酬の計算に適用する倍率は、当社グループの連結税引後利益の水準等を考慮するものとし、各取締役に適用する倍率は、業務執行状況及び各部門のパフォーマンス等を評価した上で決定しております。

b. 非金銭報酬等に関する方針

区 分	非 金 銭 報 酬 等 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬)
代 表 取 締 役 社 長	10,000株
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	5,000株

(注) 譲渡制限付株式報酬の株式付与数は、原則として固定としております。なお、譲渡制限付株式の発行に係る割当契約の概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

3年間から20年間までの間で当社の取締役会が定める期間としております。当該譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 本譲渡制限期間中に、対象取締役が正当な理由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

当社は、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

②譲渡制限の解除株数

①の場合に譲渡制限を解除すべき本割当株式の数は、本割当株式の数に、本払込期日の属する月から当該対象取締役が退任又は退職した日の属する月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）といたします。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、当社は本割当株式の全部を、当該退任又は退職の直後の時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点又は(3)に基づき本譲渡制限が解除された時点において、なお本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社は当然にこれを無償で取得するものといたします。

c. 報酬等の割合に関する方針

金銭報酬及び非金銭報酬等の割合については、「a. 基本報酬に関する方針」及び「b. 非金銭報酬等に関する方針」に従い割合を決定する方針です。なお、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬限度額は年額300百万円以内、譲渡制限付株式報酬の上限は年100,000株以内としております。

d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬である月額報酬は、年額を12で除した金額を基準とし、毎月4月に決定し、5月より支給しております。譲渡制限付株式報酬については、毎年4月に決定し、5月に支給しております。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長兼当社開発部担当取締役である小久保知洋氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬に係る株式割当数の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うにあたり、代表取締役社長が評価者として適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその適正性・妥当性等について確認しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	64 (-)	56 (-)	7 (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 (12)	14 (12)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	78 (12)	70 (12)	7 (-)	8 (3)

- (注) 1. 対象となる役員の員数は、2022年4月26日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含み、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2016年4月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）については年額300百万円以内、取締役（監査等委員）については年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名であり、取締役（監査等委員）の員数は3名です。また、金銭報酬とは別枠で、2018年4月26日開催の第15期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額100百万円以内、株式数の上限を年20,000株以内（ただし、2018年8月1日付の株式分割により、年100,000株以内と調整されております。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名です。

ハ、当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・他の法人等の重要な兼職の状況は「2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ①取締役の状況」に記載のとおりであります。
- ・社外取締役（監査等委員）井上昌治氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）近田直裕氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）丸山聡氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員) 井 上 昌 治	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に上場企業としてあるべき業務執行体制及び意思決定プロセス等に関する改善点について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取 締 役 (監査等委員) 近 田 直 裕	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会計、税務及び適正な財務報告等の領域において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員) 丸 山 聡	取締役（監査等委員）就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。主にベンチャーキャピタルの経営者・投資家としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営管理の領域において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会9回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行うとともに、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬等の額が3百万円あります。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令等及び定款、社内規程に基づき、コンプライアンスの意識を向上し、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合に就業規則等に則り適正に処分する。
- ロ. 内部通報規程その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
- ハ. 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。監査等委員会は、その結果を、被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ニ. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む。）によって適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- ロ. 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。
- ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害・損失の拡大を防止するとともに被害・損失を最小限にとどめるための体制を整備する。
- ニ. 内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
- ホ. 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役（監査等委員である取締役を含む。）、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、全取締役それぞれが割当てられた業務を適切かつ効率的に執行し、迅速な意思決定が行えるようその体制を構築並びに維持するほか監視監督を遂行する。
 - ロ. 取締役会は中期経営計画及び予算を策定し、全社的な目標を設定するとともに、定期的な実施状況をモニタリングし、その結果並びに取締役の業務執行状況を取締役会に対し適宜報告する。
 - ハ. 取締役社長、常勤取締役及び随時取締役社長が指名する使用人により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
- ニ. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内規程に定めるところによる。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社における重要事項については、関係会社管理規程及び職務権限規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、経営会議等へ報告する。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- コンプライアンス管理規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び補助使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人として職務の遂行に必要な知見を有する者を配置するとともに、当該取締役及び使用人は監査等委員会の指揮命令下において職務を遂行するものとする。
- ロ. 当該取締役及び補助使用人の任命、異動、評価、懲戒、給与等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 監査等委員でない取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門・組織は、監査等委員会に対して報告を行う。
- ⑧ 監査等委員会へ報告した者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査等委員会へ報告した者が不利な取扱いを受けないよう、内部通報規程に基づき、会社に対する通報者の保護義務及び通報者情報に関する守秘義務を設ける。
 - ロ. 通報者への報復行為に関する通報を受けた場合、内部監査室はリスクマネジメント委員会を招集し、報復行為者に対する報復行為の中止を命じる。
- ⑨ 監査等委員の職務執行のための費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務執行のための費用又は債務の処理については、その支出の必要性及び金額等について著しく不合理であると認められる場合を除き、原則として会社の費用として処理することにより、監査の実効性を確保する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査を担当する部門・組織、子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - ロ. 監査等委員会は、経営会議その他重要な社内会議に出席し、その議事録を閲覧、謄写することができる。
 - ハ. 取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見・情報の交換を行える体制とする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
 - ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
 - ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価を実施し、問題があれば必要な改善並びに是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制について

当社は、S K I Y A K I 行動規範及びコンプライアンス管理規程を制定しております。社内でのコンプライアンスの意識を向上し、適正な業務執行が行われるよう、全従業員を対象としたコンプライアンス研修等を実施し教育・啓蒙に努めております。また、法的課題が考えられる場合は法務担当者が相談窓口として事前相談を受ける等、コンプライアンス違反の予防対策を講じております。

万一、コンプライアンス違反等の問題が発生した場合には、就業規則等に則り適正に処分することにしております。また、当社は内部通報規程を制定しております。同規程に則り、内部通報窓口を設け、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けることができるようにし、早期発見、早期対処が実現できるよう、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② 取締役の職務執行について

当社は、定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令上定められている決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行の監視、監督を行っております。

③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。

また、経営を取り巻く各種リスクについては、適宜、担当部門管掌取締役もしくは経営会議や取締役会において審議の上、対処してきております。

④ 監査等委員会について

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会監査は、監査等委員長を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において審議されており、必要に応じ取締役（会）に対して助言もしくは勧告を行っていくこととしております。

また、監査等委員は定時取締役会、臨時取締役会及びリスクマネジメント委員会等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

現在のところ、買収防衛策導入の予定はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に備え、財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大及び事業効率化のために投資を行い、企業価値の向上を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において当面の配当実施は未定であります。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,720,579	流 動 負 債	2,776,511
現 金 及 び 預 金	2,401,671	買 掛 金	184,446
売 掛 金	586,652	1年内返済予定の長期借入金	87,019
商 品	1,647	未 払 金	48,792
前 払 費 用	557,968	未 払 法 人 税 等	46,577
そ の 他	172,830	預 り 金	1,611,861
貸 倒 引 当 金	△191	契 約 負 債	713,551
固 定 資 産	379,550	そ の 他	84,263
有 形 固 定 資 産	12,646	固 定 負 債	95,112
建 物	290	長 期 借 入 金	86,144
工 具 、 器 具 及 び 備 品	12,356	株 式 報 酬 引 当 金	6,365
無 形 固 定 資 産	129,861	繰 延 税 金 負 債	2,602
契 約 関 連 無 形 資 産	111,494	負 債 合 計	2,871,623
ソ フ ト ウ ェ ア	18,367		
投 資 そ の 他 の 資 産	237,041	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	95,597	株 主 資 本	1,218,469
長 期 貸 付 金	31,387	資 本 金	593,289
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	25,000	資 本 剰 余 金	567,259
長 期 未 収 入 金	128,881	利 益 剰 余 金	58,267
敷 金 及 び 保 証 金	47,311	自 己 株 式	△346
繰 延 税 金 資 産	82,747	非 支 配 株 主 持 分	10,035
そ の 他	11,285	純 資 産 合 計	1,228,505
貸 倒 引 当 金	△185,168	負 債 純 資 産 合 計	4,100,129
資 産 合 計	4,100,129		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年 2 月 1 日から
2023年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,454,493
売上原価		783,073
売上総利益		1,671,420
販売費及び一般管理費		1,446,125
営業利益		225,295
営業外収入		
受取利息及び配当金	192	
為替差益	80	
持分法による投資利益	12,816	
債務免除益	7,645	
その他	2,241	22,975
営業外費用		
支払利息	2,708	
貸倒引当金繰入額	7,132	
子会社清算損	1,952	
その他	250	12,043
経常利益		236,227
特別利益		
投資有価証券売却益	8,578	
貸倒引当金戻入額	27,635	
持分変動利益	10,714	46,929
特別損失		
投資有価証券評価損	44,033	
貸倒引当金繰入額	118,101	
臨時損失	7,877	170,013
税金等調整前当期純利益		113,143
法人税、住民税及び事業税	33,433	
法人税等調整額	22,755	56,188
当期純利益		56,954
非支配株主に帰属する当期純利益		2,356
親会社株主に帰属する当期純利益		54,597

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 2 月 1 日から)
(2023年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	588,339	562,309	3,669	△346	1,153,972
会計方針の変更による累積的影響額					－
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	588,339	562,309	3,669	△346	1,153,972
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
新 株 の 発 行	4,950	4,950			9,900
親会社株主に帰属する当期純利益			54,597		54,597
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	4,950	4,950	54,597	－	64,497
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	593,289	567,259	58,267	△346	1,218,469

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 利 益 の 包 括 累 計 額 合 計		
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	181	181	7,679	1,161,832
会計方針の変更による累積的影響額		－	－	－
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	181	181	7,679	1,161,832
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額				
新 株 の 発 行				9,900
親会社株主に帰属する当期純利益				54,597
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	△181	△181	2,356	2,175
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△181	△181	2,356	66,672
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	－	－	10,035	1,228,505

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,605,470	流 動 負 債	2,725,768
現 金 及 び 預 金	2,335,907	買 掛 金	157,299
売 掛 金	536,440	1年内返済予定の長期借入金	85,579
商 品	1,647	未 払 金	48,043
前 渡 金	97,616	未 払 費 用	49,486
前 払 費 用	557,575	未 払 法 人 税 等	40,141
そ の 他	76,473	預 り 金	1,597,403
貸 倒 引 当 金	△191	契 約 負 債	712,946
固 定 資 産	373,268	そ の 他	34,868
有 形 固 定 資 産	12,591	固 定 負 債	86,349
建 物	290	長 期 借 入 金	79,984
工 具 、 器 具 及 び 備 品	12,301	株 式 報 酬 引 当 金	6,365
無 形 固 定 資 産	18,367	負 債 合 計	2,812,118
ソ フ ト ウ ェ ア	18,367		
投 資 そ の 他 の 資 産	342,309	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	56,005	株 主 資 本	1,166,620
関 係 会 社 株 式	147,500	資 本 金	593,289
長 期 貸 付 金	31,387	資 本 剰 余 金	567,259
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	25,000	資 本 準 備 金	567,259
長 期 未 収 入 金	118,208	利 益 剰 余 金	6,417
長 期 前 払 費 用	10,944	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,417
敷 金 及 び 保 証 金	45,111	繰 越 利 益 剰 余 金	6,417
繰 延 税 金 資 産	82,747	自 己 株 式	△346
貸 倒 引 当 金	△174,596	純 資 産 合 計	1,166,620
資 産 合 計	3,978,738	負 債 純 資 産 合 計	3,978,738

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 2 月 1 日から)
(2023年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,288,347
売 上 原 価	750,782
売 上 総 利 益	1,537,564
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,346,026
営 業 利 益	191,538
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	228
業 務 受 託 料	2,520
受 取 家 賃	2,660
そ の 他	1,861
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,628
そ の 他	26
経 常 利 益	196,153
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,578
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	27,635
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	5,521
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	44,033
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	118,101
臨 時 損 失	7,877
税 引 前 当 期 純 利 益	67,876
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,319
法 人 税 等 調 整 額	22,022
当 期 純 利 益	15,534

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 2 月 1 日から)
(2023年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	588,339	562,309	562,309	△9,116	△9,116	△346	1,141,186	1,141,186
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額							－	－
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	588,339	562,309	562,309	△9,116	△9,116	△346	1,141,186	1,141,186
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	4,950	4,950	4,950				9,900	9,900
当 期 純 利 益				15,534	15,534		15,534	15,534
当 期 変 動 額 合 計	4,950	4,950	4,950	15,534	15,534	－	25,434	25,434
当 期 末 残 高	593,289	567,259	567,259	6,417	6,417	△346	1,166,620	1,166,620

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

株式会社SK I Y A K I
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹原 玄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幸樹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SK I Y A K Iの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SK I Y A K I及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

株式会社 S K I Y A K I
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 原 玄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 幸 樹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S K I Y A K I の2022年2月1日から2023年1月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠して、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、会社の内部監査室から監査の結果の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特段指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月27日

株式会社SK I Y A K I 監査等委員会

取締役（監査等委員） 井 上 昌 治 ⑩

取締役（監査等委員） 近 田 直 裕 ⑩

取締役（監査等委員） 丸 山 聡 ⑩

（注） 監査等委員井上昌治、監査等委員近田直裕及び監査等委員丸山聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替の件

(1) 額の減少及び振替の目的

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 額の減少及び振替の要領

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額 567,259,450円のうち 567,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を 259,450円といたします。

② 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2023年7月1日（予定）

第2号議案 株式会社エンターメディアFCとの合併契約承認の件

1. 吸収合併を行う理由

当社は、2021年12月1日付で株式会社エンターメディアFC（以下、「エンターメディアFC」）の全株式を取得し子会社化しております。

この度、経営資源の効率的な配分・活用及び意思決定の迅速化を目的として、2023年3月27日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、エンターメディアFCを消滅会社とする旨の合併契約の締結を決議し、同日付で合併契約を締結しました。

2. 吸収合併契約の内容の概要

当社及び株式会社エンターメディアFCが2023年3月27日付で締結した合併契約の内容は次のとおりです。

合併契約書（写）

株式会社SKIYAKI（以下「甲」という。）と株式会社エンターメディアFC（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下の通りである。

1 甲について

- (1) 商号 株式会社SKIYAKI
- (2) 住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

2 乙について

- (1) 商号 株式会社エンターメディアFC
- (2) 住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

第3条（合併に際して発行する金銭等及びその割当に関する事項）

甲は乙の発行済株式の全部を保有していることから、甲は、本合併に際し、乙の株主に対してその有する乙株式に代わる金銭等を支給しない。

第4条（資本金及び資本準備金の額）

本合併に際して甲の資本金、資本準備金は増加しない。

第5条（合併承認総会）

- 1 甲は、2023年4月26日に本契約及び本合併に必要な事項につき株主総会の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条に従い、甲乙が協議の上、これを変更することができるものとする。

第7条（会社財産の引継）

甲は、効力発生日に、乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行する。

第9条（従業員の引継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を引き続き採用するものとし、その取扱いの細目については、甲乙別途協議する。

第10条（解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

第11条（合併条件の変更及び解除）

本契約の締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又はこの契約を解除することができる。

第12条（合併契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲の株主総会の承認並びに法令に定める関係省庁の承諾が得られなかったときは、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

上記のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保管する。

2023年3月27日

甲 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社SKIYAKI
代表取締役 小久保 知洋 ⑤

乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社エンターメディアFC
代表取締役 那須 淳 ⑤

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

エンターメディアFCは当社の完全子会社であるため、本吸収合併に際して当社は株式その他の対価の交付は行いません。また、本吸収合併による当社の資本金及び資本準備金の額の増加はありません。

(2) 本吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

(3) エンターメディアFCの最終事業年度に係る計算書類等の内容

エンターメディアFCの最終事業年度（2021年12月1日から2022年11月30日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://skiyaki.com/contents/ir>) に掲載しておりますので、本株主総会参考資料には記載していません。

(4) エンターメディアFCの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(5) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	小 久 保 知 洋 (1974年6月27日)	1997年4月 富士写真フイルム株式会社（現富士フイルムホールディングス株式会社） 入社 2001年2月 光画印刷株式会社 入社 2002年11月 株式会社オン・ザ・エッジ 入社 2007年4月 株式会社ライブドア 執行役員就任 2012年1月 NHN JAPAN株式会社 入社 2012年6月 株式会社Cerendip 代表取締役就任 2013年12月 株式会社Diverse 取締役就任 2019年4月 当社第二技術開発室（現開発部） 担当取締役就任（現任） 2020年12月 当社代表取締役社長就任（現任）	30,000株
	[取締役候補者とした理由] 小久保知洋氏は、多くのIT企業で要職を務め、データ分析を中心としたIT分野において豊富な知識と経験を有しており、2019年4月から当社取締役として、また、2020年12月からは当社代表取締役社長として、当社の企業価値の向上に寄与して参りました。その知識と経験は当社において不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	酒 井 真 也 (1982年12月14日)	2008年12月 太陽ASG有限責任監査法人（現太陽有限責任監査法人） 入所 2012年10月 公認会計士登録 2013年10月 当社 入社 2014年1月 当社管理グループ 財務・経理部マネージャー就任 2015年4月 当社Gadgetグループ 担当取締役就任 2015年10月 当社Finance, Accounting & Administrationグループ（現管理部） 担当取締役就任（現任）	50,000株
	[取締役候補者とした理由] 酒井真也氏は、公認会計士として財務及び管理部門についての豊富な知識と経験を有し、2015年4月から当社取締役として、当社の企業価値の向上に寄与して参りました。その知識と経験は当社において不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	ひろ 田 まさ とも 廣 田 政 智 (1984年12月19日)	2012年11月 株式会社ホープインターナショナル 入社 2015年 8 月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 入社 2017年10月 同社 営業部マネージャー就任 2018年10月 当社 入社 経営企画室室長就任 2020年 4 月 当社経営企画室 担当取締役就任（現任） 2023年 2 月 当社ソリューション事業部 担当取締役就任 （現任）	10,000株
	[取締役候補者とした理由] 廣田政智氏は、2018年10月の当社入社以来、経営企画室長として当社グループ事業の推進及びグループ会社管理に尽力し、2020年4月から当社取締役として、当社の企業価値の向上に寄与して参りました。その知識と経験は当社において不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3)③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
三 坂 和 也 (1984年5月22日)	2011年12月 弁護士登録（64期） 2014年4月 住友ファーマ株式会社 入社 2017年8月 山本特許法律事務所 入所 2021年8月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2021年10月 山本特許法律事務所 パートナー就任（現任） 2022年8月 当社 法律顧問就任（現任）	—
〔補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 三坂和也氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三坂和也氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 三坂和也氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、両取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の定めにより法令に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3)③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。三坂和也氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

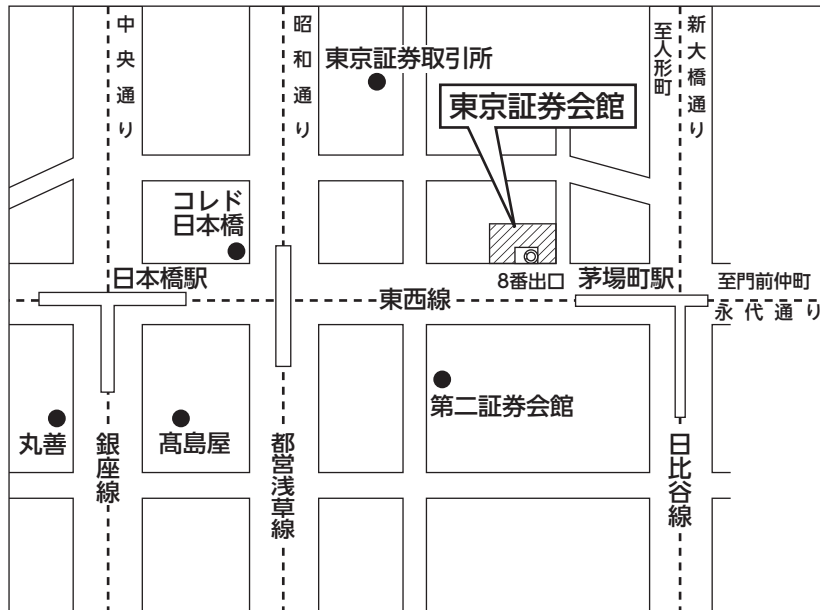
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 9階 会議室

TEL 03-3667-9210



交通 地下鉄東西線・日比谷線「茅場町駅」 8番出口直結

地下鉄銀座線・東西線、都営浅草線「日本橋駅」 D2 出口徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。